

令和7年10月31日

会員薬局 各位

公益社団法人広島県薬剤師会
担当副会長：中川潤子

緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び販売する 薬局・店舗販売業の店舗の厚労省への申告について

平素より本会業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、9月26日にすでにご一報しておりますが、緊急避妊薬の販売及び調剤を行う場合には、厚労省へ直接申告する必要があります。特に、これまで通り調剤を行う場合には、**本日中に**申告をお願いいたします。すでに、販売についての申告をされた場合でも、今後、産婦人科医等の連携についてのチェック項目が追加される予定ですので、再度の申告が必要となります。近日中に、県薬で緊急避妊薬販売薬局等名簿を作成する必要がありますので、その際にはご協力ををお願いいたします。

また、これまで提出していただいた研修修了者の変更届の様式は使用不可ですの
で、今後は厚労省の申告情報の登録内容変更で対応をお願いいたします。

【今後必要なこと】

引き続き調剤を行なう場合

- 本日中に厚労省への手続き(申告)をする。⇒下記URLから申請
申告が遅れた場合、調剤一覧への未掲載期間が生じます。

販売を行なう場合

- e-ラーニングでの研修受講をする。複数の薬剤師が対応できるように体制を整えてください。
- 販売薬局の情報を県薬へ11月中に報告する。(様式は準備中です)

※日本薬剤師研修センター緊急避妊薬の調剤及び販売に関する e-ラーニング

https://www.jpec.or.jp/kenshu/jyukou/othertraining_jpec_host.html

※緊急避妊薬の調剤・販売に係る研修終了薬剤師一覧への登録申請

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=zc1xHImkUmY-IdwQvXJs2-zl8gBTvFFh9TmDPw6g3VUNUNLTERFVKM1M4SlCOEtNQ0lRV0xMViQIQCNOPWcu>